

最高裁秘書第2878号

令和5年12月1日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 堀田眞哉

苦情の申出に係る対応について（通知）

下記1の苦情の申出について、東京地方裁判所がした司法行政文書の不開示の判断は、下記2の答申を受けたことを踏まえ、相当であると判断しましたので、通知します。

記

1 苦情の申出の内容

(1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

ア 令和4年12月頃に作成された、東京地裁の幹部連絡会の報告資料
イ 東京地裁職員の過誤事例を取りまとめた文書（最新版）

(2) 苦情の申出がされた日

令和5年3月31日付け（同年4月5日受付）

2 答申番号

令和5年度（情）答申第20号

担当課 秘書課文書開示第二係 電話03（4233）5240